

岩手県医療局管理規程第2号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成29年3月24日

岩手県医療局長 八重樫 幸 治

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
(職) 第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。			(職) 第5条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		
区分	職	職務	区分	職	職務
本庁	[略]		本庁	[略]	
	経営管理課	[略]		[略]	
		企画予算担当課長			
		[略]			
[略]		[略]			
[略]		[略]			
[略]		[略]			
2～9	[略]	2～9	[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。